

## 高知海区漁業調整委員会指示第11号

高知県西部海域における火光利用一本釣漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

昭和45年5月25日

高知海区漁業調整委員会会長 久松 啓祐

### 1 電気設備の制限

火光利用一本釣漁業に使用する漁船には、次の表の上欄に掲げる区域において同表の下欄に掲げる範囲を超えて集魚灯に使用する電気設備をしてはならない。

区 域	総設備容量の範囲
高知県高岡郡・幡多郡界（風屋谷）共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線以西の高知県地先海域。ただし、高知県幡多郡大月町柏島灯台から蒲葵島東南端を結ぶ線とその延長線以西の海域中、土佐清水市叶崎灯台から真方位255度50分の線以北の海域を除く。	発電機（蓄電池を含む。）3キロワット 集魚灯に使用する電球3キロワット
高知県幡多郡大月町柏島灯台から蒲葵島東南端を結ぶ線とその延長線以西の海域中、土佐清水市叶崎灯台から真方位255度50分の線以北の海域	発電機（蓄電池を含む。）7.5キロワット 集魚灯に使用する電球7.5キロワット

### 2 昭和30年6月21日付 幡多海区漁業調整委員会指示第3号は、廃止する。